特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大里広域市町村圏組合は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大里広域市町村圏組合管理者

公表日
平成29年5月1日

［平成26年４月　様式３］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2）　変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・介護（介護予防）サービスの利用に関する保険給付 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請
③対象人数	［　10万人以上30万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	介護保険被保険者の資格管理、被保険者の保険料賦課・収納管理、要介護認定の受給資格管理、介護サービス費の給付実績管理を行う。
③他のシステムとの接続	［　］情報提供ネットワークシステム　［　］庁内連携システム ［　］住民基本台帳ネットワークシステム　［　］既存住民基本台帳システム ［　］宛名システム等　［　］税務システム ［○］その他　（構成市町（熊谷市・深谷市・寄居町）住民記録システム、団体内統合宛名システム）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1　符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付、その情報を保管・管理する機能 2　情報照会機能 　情報提供ネットワークを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3　情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4　既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名（連携）システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5　情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供記録等を生成し、管理する機能 6　情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7　データ送受信機能 　中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8　セキュリティ管理機能 　セキュリティを管理するための機能 9　職員認証・権限管理機能 　中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10　システム管理機能 　バッチ状況確認、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 団体内統合宛名システム　　）
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1　個人番号管理機能 　個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、介護保険システムから個人を一意に特定できるように管理する機能 2　アクセス制御機能 　個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能 3　個人番号確認機能 　介護保険ステムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能 4　中間サーバー連携機能 　情報連携で必要なデータを介護保険システムから受け取り、中間サーバーへ連携する機能
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ、介護保険システム　　）

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 住基ネット統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組み合わせにより本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム5	
①システムの名称	伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
②システムの機能	1　受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2　受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法9条第1項　別表第一の68の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1，2，3，4，6，26，30，33，39，42，56の2，58，61，62，80，87，90，94，95，117項） （別表第二における情報照会の根拠） 93，94項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大里広域市町村圏組合　介護保険課
②所属長	課長　田島　斉
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		介護保険被保険者とその世帯員
	その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な事務を行うため
④記録される項目		[　　100項目以上　　]　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	・識別情報は、対象者を特定するため ・連絡先等情報は、識別情報以外で対象者を特定するため ・地方税関係情報、年金関係情報は介護保険料を賦課徴収及び収納管理するため ・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報は介護保険料賦課及び給付管理を行うため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年4月
⑥事務担当部署		介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ 日本年金機構　） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 構成市町、他市町村　） [　　] 民間事業者　（　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[○] 紙　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[○] 専用線　[　　] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（　　）
③使用目的 ※		番号法 別表第一項番68の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。
④使用の主体	使用部署	大里広域市町村圏組合介護保険課　熊谷介護保険事務所　大里介護保険事務所　妻沼介護保険事務所 江南介護保険事務所　深谷介護保険事務所　岡部介護保険事務所　川本介護保険事務所 花園介護保険事務所　寄居介護保険事務所
	使用者数	[　50人以上100人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		介護保険被保険者の資格管理、被保険者の保険料管理、要介護認定の受給資格管理、介護サービス費の給付実績管理を行うため使用する。
	情報の突合	被保険者番号、宛名番号、本人確認情報（氏名・性別・生年月日）
⑥使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		介護保険システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		介護保険システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		保険者事務共同処理業務（高額医療合算介護（予防）サービス費算定業務）
①委託内容		高額医療合算介護（予防）サービス費について、当組合は国保連合会に対して、個人情報を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、再委託先の安全管理措置を確認し、必要な手続きを経た上で、再委託を承認する。
	⑥再委託事項	国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用の一部
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 20 ）件 [○] 移転を行っている （ 1 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7項別表第二の第1欄に掲げる者（別紙1参照）
①法令上の根拠	番号法第19条第7項別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7項別表第二の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	番号法第19条第7項別表第二の第4欄に掲げる特定個人情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者とその世帯員
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	構成市町
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	・介護保険資格の確認
③移転する情報	被保険者情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者とその世帯員
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[○] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	組合における措置 ・施錠し入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7．備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

・識別情報
　個人番号　宛名番号

・連絡先等情報
　氏名　生年月日　性別　住所　電話番号　世帯番号　続柄　世帯主氏名

・業務関連情報
１　資格管理ファイル
　都道府県コード　市町村コード　宛名番号　資格状態変更履歴番号　状態開始年月日　状態修了年月日　対象者区分コード
　保険者番号　被保険者番号　資格取得回数　再転入回数　転入前保険者番号　転入前被保険者番号
　資格取得事由コード　資格喪失事由コード　一号取得年月日　住所地特例開始年月日　住所地特例終了年月日
　被保険者証発行年月日　受給資格証明書発行年月日　所得状況照会票発行年月日　施設入所連絡票発行年月日
　施設変更連絡票発行年月日　施設入所年月日　施設退所年月日　退所事由コード　事業者コード
２　保険料賦課・収納管理ファイル
　都道府県コード　市町村コード　賦課年度　保険者番号　被保険者番号　資格取得回数　賦課回数　賦課期日年月日
　賦課事由年月日　賦課事由コード　通知書番号　確定保険料額　賦課年月日　通知書通知理由コード
　納入通知書発行年月日　仮徴収額変更年月日　仮徴収額変更依頼作成日　仮徴収額変更通知書発行年月日
　法定納期限　月割開始月　月割終了月　所得段階区分コード　改正前所得段階区分コード　賦課額
　老齢福祉年金受給者有無コード　生保受給者有無コード　減免申請有無コード　減免申請年月日　減免事由コード
　減免理由　減免決定年月日　減免決定事由コード　減免決定内容　減免取消通知年月日　減免対象開始年月日
　減免対象修了年月日　減免災害種類　減免災害年月日　減免被害程度　減免率　減免額　特徴義務者対象年度
　特別徴収義務者コード　年金コード　基礎年金番号　社保地共済区分　特別徴収中止登録年月日　特別徴収依頼作成年月日
　特別徴収中止区分コード　特別徴収中止事由コード　特別徴収中止依頼作成年月日　仮徴収額変更年月日
　仮徴収額変更依頼書作成年月日　捕捉年月　現年過年区分コード　期別番号　徴収方法区分コード　調定年度　期割額
　自治体コード　科目コード　科目表示コード　年税額　納税義務者宛名番号　期別コード　現過年区分　一般随時区分
　納期限日　公示送達日　公示理由　督促状発送日　督促公示送達日特別公示理由　催告状発送日　調定額　滞納処分コード
　滞納処分開始日　滞納処分終了日　期別収納額　繰越期別税額　繰越期別収納額　収納回数　納付番号　納付区分
　領収日　会計日　納付額　延滞金　督促手数料　還付加算金　分冊番号　還付充当元納付番号　充当出先調定年度
　充当出先賦課年度　充当出先科目コード　充当出先科目表示コード　充当出先通知書番号　充当出先期別コード
　充当出先納付番号　還付台帳充当番号　払出日　金融機関CD　支店CD　金融機関名　支店名　種別　口座番号
　名義人　歳入出区分　過誤納発生区分　過誤納発生日　通知書発送日
３　認定管理ファイル
　都道府県コード　市町村コード　保険者番号　被保険者番号　申請年月日　審査回数　申請取消事由コード　申請取消年月日
　受給者電話番号　申請事由コード　提出代行者関係コード　提出代行者機関　提出代行者名　提出代行者住所コード
　提出代行者都道府県名　提出代行者市区町村名　提出代行者町名　提出代行者字名　提出代行者番地　提出代行者方書
　提出代行者郵便番号　提出代行者電話番号　訪問調査先機関　訪問調査先名　訪問調査先住所コード　訪問調査先都道府県名
　訪問調査先市区郡名　訪問調査先町名　訪問調査先字名　訪問調査先番地　訪問調査先方書　訪問調査先郵便番号
　訪問調査先電話番号　特定疾病コード　医療保険者番号　医療保険者名称　医療保険被保険者証番号
　医療保険者被保険者証記号　医療保険有効開始年月日　医療保険有効終了年月日　老人保健市町村コード
　老人保険受給者番号　情報提供に同意する署名有無　区分変更申請理由　制度改正時の申請区分　被保険者区分
　一次判定処理年月日　一次判定要介護状態区分コード　要介護認定等基準時間　機能訓練間接生活介助時間
　第1群中間評価項目点数　第2群中間評価項目点数　第3群中間評価項目点数　第4群中間評価項目点数
　第5群中間評価項目点数　第6群中間評価項目点数　第7群中間評価項目点数　警告コード__認定ソフト99
　一次判定警告配列コード　要介護認定基準時間　要介護認定基準時間__食事　　要介護認定基準時間__排泄
　要介護認定基準時間__移動　要介護認定基準時間__清潔保持時　要介護認定基準時間__間接ケア
　要介護認定基準時間__問題行動　要介護認定基準時間__機能訓練　要介護認定基準時間__医療関連
　痴呆性高齢者目印コード　自立度組み合わせ__自立　自立度組み合わせ__要支援　自立度組み合わせ__要介護1
　自立度組み合わせ__要介護2　自立度組み合わせ__要介護3　自立度組み合わせ__要介護4　自立度組み合わせ__要介護5
　重度指標__起き上がり　重度指標__立ち上がり　重度指標__片足での体位　重度指標__ひどい物忘れ　重度指標__洗身
　重度指標__排尿　重度指標__上衣の着脱　重度指標__毎日の日課を理解　重度指標__ズボン等の着脱　重度指標__口腔清潔
　重度指標__洗顔　重度指標__整髪　重度指標__自分の名前を言う　重度指標__股間接の制限　重度指標__食事摂取
　重度指標__指示への反応　重度指標__金銭の管理　重度指標__日常の意思決定　重度指標__同じ話をする
　重度指標__短期記憶　重度指標__季節理解　重度指標__薬内服　重度指標__場所理解　重度指標__移乗
　重度指標__座位保持　重度指標__飲水　重度指標__嚥下　軽度指標__座位保持　軽度指標__食事摂取
　軽度指標__自分の名前を言う　軽度指標__洗顔　軽度指標__整髪　軽度指標__口腔清潔　軽度指標__爪切り
　軽度指標__ズボン等の着脱　軽度指標__洗身　軽度指標__上衣の着脱　軽度指標__起き上がり　軽度指標__立ち上がり
　軽度指標__片足での立位　軽度指標__飲水　軽度指標__意思の伝達　軽度指標__日常の意思決定　軽度指標__日課理解
　軽度指標__短期記憶　軽度指標__薬内服　軽度指標__歩行　指標予備1　指標予備2　指標予備3　指標予備4　指標予備5
　指標予備6　指標予備7　指標予備8　指標予備9　認知症高齢者の蓋然性評価C　認知症高齢者の蓋然性評価P
　推定される給付区分コード　認定審査会コード　認定審査会予定年月日　審査会資料作成年月日　審査会割当連番
　認定結果変更事由コード　認定結果内容コード　意見内容　二次判定要介護区分コード　みなし認定区分コード
　要介護1の場合の状態像　要介護状態区分コード　変更事由コード　認定有効期間開始年月日__市町村
　認定有効期間終了年月日__市町村　　受給者認定結果通知書発行年月日　受給者認定年月日　認定取消事由コード
　認定取消年月日　認定通知理由　訪問通所支給限度基準額　訪問通所上限管理適用開始年月日
　訪問通所上限管理適用終了年月日　短期入所支給限度基準額　訪問入所上限管理適用開始年月日
　訪問入所上限管理適用終了年月日　備考__要介護認定　申請番号　要介護認定基準時間__つみ足時間
　一次判定結果基準時間つみ足し後　要介護認定基準時間つみ足し以外　状態の安定性コード

サービス事業者コード__調査割当　訪問調査員コード__調査割当　訪問調査票入手期限年月日　訪問調査依頼年月日
実施年月日　受理年月日__訪問調査　サービス事業者コード__調査結果　訪問調査票新旧区分コード
施設名施設住所コード　施設都道府県名　施設市区郡名　施設町名　施設字名　施設番地　施設方書　施設郵便番号
施設電話番号　施設在宅区分コード　現在状況コード　訪問介護回数　訪問入浴回数　訪問看護回数　訪問リハビリ回数
居宅療養管理指導回数　通所介護回数　通所リハビリ回数　福祉用具貸与回数　短期入所生活介護回数
短期入所療養介護回数　福祉用具購入回数　小規模多機能型居宅介護　　認知症対応型通所介護　夜間対応型訪問介護
介護老人施設入所者生活介護　密着型特定施設入居者生活介護　日中の生活　外出頻度　環境__参加の状況等の変化
現在のサービス区分　住宅改修有無コード　麻痺左上肢コード　麻痺右上肢コード　麻痺左下肢コード　麻痺右下肢コード
麻痺その他コード　拘縮肩関節コード　拘縮肘関節コード　拘縮股関節コード　拘縮膝関節コード　拘縮足関節コード
拘縮その他コード　寝返りコード　起き上がりコード　両足での座位コード　両足つかない座位コード　両足での立位コード
歩行コード　移乗コード　立ち上がりコード　片足体位保持コード　浴槽出入りコード　洗身コード　褥瘡有無コード
皮膚疾患コード　片手胸元持ち上げコード　嚥下コード　尿意コード　便意コード　排尿後後始末コード　排便後後始末コード
食事摂取コード　口腔清潔コード　洗顔コード　整髪コード　爪切りコード　ボタンかけ外しコード　上衣着脱コード
ズボン等の着脱コード　靴下着脱コード　居室掃除コード　薬内服コード　金銭管理コード　ひどい物忘れコード
周囲への無関心コード　視力コード　聴力コード　意思伝達コード　指示反応コード　日課理解コード　生年月日を言うコード
短期記憶コード__訪問調査　名前を言うコード　季節理解コード　場所理解コード　被害的コード　錯話コード
幻覚幻聴コード　感情不安定コード　昼夜逆転コード　暴言暴行コード　同じ話コード　大声コード　介護抵抗コード
常時徘徊コード　落ち着き無コード　外出して戻れないコード　一人で出たがるコード　収集癖コード　火不始末コード
物や衣類を壊すコード　不潔行為コード　異食行動コード　性的迷惑行動コード　点滴管理コード　中心静脈栄養コード
透析コード　ストーマコード　酸素療法コード　レスピレーターコード　気管切開の処置コード　疼痛看護コード　経管栄養コード
モニター測定コード　褥瘡処置コード　カテーテルコード　障害老人自立度コード　痴呆性老人自立度コード　座位保持コード
移動コード　飲水コード　電話の利用コード　日常の意思決定コード　排尿コード　排便コード　独り言__独り笑いコード
自分勝手に行動するコード　話がまとまらないコード　集団参加ができないコード　買い物コード　簡単な調理コード
定期巡回随時型訪問介護看護回数　複合型サービス　医療機関コード__依頼　かかりつけ医コード__依頼
指定医区分コード__依頼　意見書入手期限年月日　意見書聴取依頼年月日　記入年月日　受理年月日__意見書
医療機関コード__結果　かかりつけ医コード__結果　指定医区分コード__結果　かかりつけ医新規継続コード
同意書有無コード　施設在宅区分コード　短期記憶コード__意見書　認知能力コード　伝達能力コード　食事コード
障害老人自立度コード　痴呆性老人自立度コード　点滴管理コード　中心静脈栄養コード　透析コード　ストーマコード
酸素療法コード　レスピレーターコード　気管切開の処置コード　疼痛看護コード　経管栄養コード　モニター測定コード
褥瘡処理コード　カテーテルコード

4　給付管理ファイル

都道府県コード　市町村コード　保険者番号　被保険者番号　サービス提供年月　償還払整理番号　交換情報識別番号
申請者区分コード　申請者氏名　申請者郵便番号　申請者住所コード　申請者都道府県名　申請者市区郡名　申請者町名
申請者字名　申請者番地　申請者方書　申請者電話番号　申請年月日　生年月日　性別コード　要介護状態区分コード
認定有効期間開始年月日　認定有効期間終了年月日　支払区分コード　支払場所　開始年月日　終了年月日　開始曜日
終了曜日　開始時間　終了時間　金融機関コード　金融機関支店コード　預金種目コード　口座番号　口座名義人__カナ
保険請求額　自己負担額　申請理由　申請遅延理由コード　受領委任区分コード　受領委任給付事業者コード　決定年月日
支給区分コード　不支給減額理由コード　支給額　審査年月　申請番号　償還払整理番号　公費1負担者番号
公費1受給者番号　公費2負担者番号　公費2受給者番号　公費3負担者番号　公費3受給者番号　旧措置入所者特例コード
サービス計画作成者区分コード　居宅介護支援事業所番号　開始年月日　中止年月日　中止理由コード　入所__院年月日
退所__院年月日　入所__院実日数　外泊日数　退所__院後の状態コード　保険給付率　公費1給付率　公費2給付率
公費3給付率　当初保険サービス単位数　当初保険請求額　当初保険利用者負担額　当初保険緊急時療養費合計額
当初保険特定診療費合計額　当初保険食事提供費請求額　当初公費1サービス単位数　当初公費1公費請求額
当初公費1公費本人負担額　当初公費1緊急時療養費合計額　当初公費1特定診療費合計額
当初公費1サービス単位数　当初公費2サービス単位数　当初公費2公費請求額　当初公費2公費本人負担額
当初公費2緊急時療養費合計額　当初公費2特定診療費合計額　当初公費2サービス単位数　当初公費3サービス単位数
当初公費3公費請求額　当初公費3公費本人負担額　当初公費3緊急時療養費合計額　当初公費3特定診療費合計額
当初公費3サービス単位数　保険サービス単位数　保険請求額　保険利用者負担額　保険緊急時施設療養費合計額
保険特定診察費合計額　保険食事提供費請求額　公費1サービス単位数　公費1公費請求額　公費1公費本人負担額
公費1緊急時療養費合計額　公費1特定診療費合計額　公費1食事提供費　公費2サービス単位　公費2公費請求額
公費2公費本人負担額　公費2緊急時療養費合計額　公費2特定診療費合計額　公費2食事提供費　公費3サービス単位数
公費3公費請求額　公費3公費本人負担額　公費3緊急時療養費合計額　公費3特定診療費合計額　公費3食事提供費
明細情報有無コード　緊急時診療費情報の有無コード　特定診療費情報の有無コード　食事提供費情報の有無コード
集計情報の有無コード　サービス計画費の有無コード　福祉用具購入費の有無コード　住宅改修費の有無コード
サービス種類コード　サービス実日数　計画単位数　限度額管理対象単位数　限度額管理対象外単位数　短期入所計画日数
当初短期入所実日数　当初単位数合計　当初保険請求額　当初利用者負担額　当初公費1単位数合計　当初公費1請求額
当初公費1本人負担額　当初公費2単位数合計　当初公費2請求額　当初公費2本人負担額　当初公費3単位数合計
当初公費3請求額　当初公費3本人負担額　当初保険請求出来高単位数合計　当初保険請求出来高請求額
当初保険請求出来高利用者負担額　当初公費1出来高点数合計　当初公費1出来高請求額　当初公費1出来高利用者負担額
当初公費2出来高点数合計　当初公費2出来高請求額　当初公費2出来高利用者負担額　当初公費3出来高点数合計
当初公費3出来高請求額　当初公費3出来高利用者負担額　短期入所実日数　単位数合計　保険請求額　公費1単位数合計
公費1請求額　公費2単位数合計　公費2請求額　公費3単位数合計　公費3請求額　保険請求出来高単位数合計
保険請求出来高請求額　公費1出来高点数合計　公費1出来高請求額　公費2出来高点数合計　公費2出来高請求額
公費3出来高点数合計　公費3出来高請求額　審査方法区分　サービス項目コード　レコード番号　住宅改修着工年月日
住宅改修事業者名　住宅改修を行った住宅の住所　改修金額　介護保険対象額　審査方法区分コード
住宅所有者と本人との関係コード　手すり取付コード　段差解消コード　材料変更コード　扉取替えコード　便器取替えコード

その他コード　その他備考　所有者名称　住宅改修完成年月日　福祉用具購入年月日　福祉用具商品名　福祉用具種目コード
福祉用具製造事業者名　福祉用具販売事業者名　購入金額　摘要＿品目コード　自己負担上限額　支給金額＿予定
所得区分コード　個人所得区分コード　世帯合算有無コード　老齢福祉年金受給者有無コード　代表被保険者番号
サービス提供費合計額　再審査回数　利用者負担第2段階　口座自動振替区分コード　激変緩和対象コード　受付年月日
交換情報識別番号　申請者区分コード　申請者氏名　申請者郵便番号　申請者住所コード　申請者都道府県名
申請者市区郡名　申請者町名　申請者字名　申請者番地　申請者方書　申請者電話番号　本人支払額　申請年月日
支払区分コード　支払場所　開始年月日　終了年月日　開始曜日　終了曜日　開始時間　終了時間　金融機関コード
金融機関支店コード　預金種目コード　口座番号　口座名義人＿カナ　審査方法区分コード　決定年月日　支給区分コード
支給金額　不支給理由

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認書類（身分証明書等）の確認を実施している。 ・申請者が代理人である場合は、本人からの委任を要し、代理人の本人確認書類（身分証明書等）の確認を実施している。 ・住民からの申請書等については、必要な情報のみ記載する様式としている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞ ・システムを利用する必要がある職員を予め特定し、ICカードによる識別とパスワードによる認証を実施している。また当該情報に接続可能な端末を予め登録し、許可された機器に限定して入手可能とすることで、対象外の機器から入手が行われないようにしている。 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞ ・住民からの届出・申請等の情報入手にあたっては、本人の個人番号カード（個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書（運転免許証等））に基づき、本人確認を行っている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・統合宛名システムの権限管理機能により、番号利用事務以外の利用権限が付与されていない職員が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を予め特定し、ICカードによる識別とパスワードによる認証を実施している。
その他の措置の内容	・各介護保険事務所からの申請に基づき、情報セキュリティ担当者がアクセス権限と業務の内容を確認のうえ、権限の付与を行い一括管理している。 ・失効についても上記と同様であるが、権限には有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜従業者が事務外で使用するリスク＞ ・職員を対応とした情報セキュリティ研修を定期的に実施している。 ＜特定個人情報が不正に複製されるリスク＞ ・バックアップファイルの取得は、入退室管理をしている電算室での作業に限定している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	介護保険システムの運用・保守業務及び法制度改正に伴う改修作業業務においては、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 ・機密情報の取扱 ・再委託の禁止 ・契約の解除 ・損害賠償
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている　3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[　定めている　] ＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行うこととしている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である　3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク＞ ・共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認めた範囲の情報に限定して利用できる仕組みである。 ・構成市町との通信では専用線を使用している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【団体内統合宛名システムにおける措置】 ・統合宛名システムの連携機能により、あらかじめ許可された職員と事務以外では情報を参照できないようにアクセス制御するとともに、番号法上認められた特定個人情報以外の項目を照会・提供できないように対応している。 ・ログ管理機能により、不適切な操作や連携を抑止する仕組みとなっている。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証、権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答は行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	＜物理的対策＞ ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管した端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席するときにはパスワードロックを実施している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理等を講じている。 ・特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対応を実施している。 ＜技術的対策＞ ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	情報システムを取扱う職員（臨時職員含む）に対して情報セキュリティ確保のため研修を受講させている。

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大里広域市町村圏組合総務課　埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地　048-501-1333
②請求方法	大里小広域市町村圏組合個人情報保護条例に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、請求先に提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大里広域市町村圏組合介護保険課　埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地　048-501-1330
②対応方法	問合せ受付票を作成し、対応記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1．基礎項目評価	
①実施日	平成27年10月1日
②しきい値判断結果	［　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　］ ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2．国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3．第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4①システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②システムの機能		本人確認情報検索 　住基ネット統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組み合わせにより本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
平成29年5月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5①システムの名称		伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用する 　データについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、 　データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信 　環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年5月1日	Ⅰ－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5②システムの機能		1　受給者情報異動連絡票データの送信 　受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2　受給者情報訂正連絡票データの送信 　受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		保険者事務共同処理業務（高額医療合算介護（予防）サービス費算定業務）	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2①提供内容		高額医療合算介護（予防）サービス費について、当組合は国保連合会に対して、個人情報を利用した被保険者向け勧奨通知作成の事務を委託する。	事前	

平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2④再委託の有無		再委託する	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑤再委託の許諾方法		原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、再委託先の安全管理措置を確認し、必要な手続きを経た上で、再委託を承認する。	事前	
平成29年5月1日	Ⅱ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2⑥再委託事項		国保連合会の保険者事務共同処理業務で使用するシステムに関する運用の一部	事前	
平成29年5月1日	Ⅲ－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの担保		十分に行っている	事前	

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
33	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
56の2	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
95	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの